

17日告示された葉山町長選は無投票で、現職の山梨崇仁町長が3期目を

支援の枠組み

芸術・スポーツ分野の国の施策

11月に限らず2019年は文化行政が問われた年だった。すぐに思い浮かぶ「あいちトリエンナーレ」をめぐる展示の中止とこれに関連しての補助金不交付は分かりやすい事例だ。秋に引き上げられた消費税において、軽減税率という形で新聞社が財政的な優遇措置を受けることになったのもまた、文化政策の一環である。さらに広く考えれば、1年を運じてゴタゴタが続いているスポーツ界において、東京オリンピックへの莫大な公金支出に始まり、各種スポーツ団体への各種支援も文化の枠で考えることができるだろう。本紙でも取り上げることが多い文化関連の顕彰活動も、公的機関の重要な文化サポートといえる。文化の領域、対象などさまざまな分け方があるが、ここでは文化行政、その中でもとりわけ国や自治体の民間に対する財政的な支援を、どう報じてきたかを考えてみよう。

(毎月第3水曜日掲載)

山田健太のジャーナリズム時評

11月の記事から



やまだ・けんた 専修大学ジャーナリズム学科教授・学科長。専門は言論法、ジャーナリズム研究。日本ペンクラブ専務理事。著書に「沖繩報道」「法とジャーナリズム 第3版」「現代ジャーナリズム事典(監修)」「放送法と権力」「ジャーナリズムの行方」。

は法によって定められている。前者であれば文化芸術基本法が、後者にはスポーツ基本法が存在する。いずれもまた新しい法律で、社会のあるべき方向性を宣言し、そのための国や自治体の責務を定めるものだ。いずれの場合も、法に則った基本計画が策定され、これに沿って予算が付けられ、まさに文化(スポーツ)政策としての国家財政支援が実行される構図が出来上がっているその意味で、まさに打ち出の小槌としての役割が法には課されていることになる。実際、芸術法については、もちろん文化庁が中核的な所轄官庁であるものの、内閣府や経産省が深く関与し、いかに市場におカネを回すかという観点からの政策が組まれることになる。こうした流れは、法の成り立ちや関連法を見ても分かる。17年にできた現行の芸術法の前身は、01年制定の文化芸術振興法で、これに基づく文化芸術推進基本計画が続いている。さらに18年には、より経済振興色が強い祭典推進法(国際文化交流の祭典の推進に関する法律)が制定された。巷で開催されている「日本博」もこの予算だし、まさに「あいち」で不交付決定された補助金の出どころもここからであるとされている。

文化をどう報じるか



立法時のついで文句は、「日本にも国際的な芸術祭を」というもので、世界最高峰とされるベネチア・ビエンナーレの名前を出してこれを目標とするというものだ。この言い方は、ちょうど10年前に放送法を全面改正し放送と通信の融合を図る際、「日本にもタイム・ワナーを」と、世界最大の通信・放送の巨大コングロマートを作ろうとしたのを彷彿とさせる。発想としてはおそらく同じで、カネなる木が生まれるということなのだろう。

この「カネ」を「メタル」の金に置き換えたのが、11年制定のスポーツ基本法ということだ。前身のスポーツ振興法が1996年制定であることからすぐに分かるように、いずれも東京開催のオリンピックのメダル獲得増産計画の一環として、国家予算等をつけやすくするための法整備といえる。現在はスポーツ立国基本計画が施行され、それに伴って財政投融資がなされているということになる。なお法の趣旨を紹介しておく。スポーツは世界共通の人類の文化であり、人間にとって必要不可欠なものであるとして、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活

「あいち」の影響もあがり、しゅり映画祭では映画「主戦場」の上映が一時中止され、主催者や市民が話し合った。川崎市麻生区の市庁舎にて。

の形成と活力ある社会の実現に寄与することを目的としたものである。そして芸術にしろスポーツにしろ、これらは教育と切っても切れない関係にある。これからますます戦後すぐにできた各種教育関連法が、軒並み2000年代に入ってから改訂されたことも重要なポイントだ。大もとのなる教育基本法の2007年改正に始まり、社会教育法や学校教育法が08年、図書館法と博物館法も08年と、公共の精神・伝統と文化を育むための教育を目標とする法体系が出来上がってきたということになる。

構造・音響探れ

従って、例えば今回のあいちにおける補助金不交付の問題を捉える場合にも、「行政が金は出すが口は出さない」という、従来の文化助成の原則を無視した行政処分(措置)そのものの問題を第1報で伝え、社説等で批判することはもちろん必要であるが、2の矢3の矢としては、より大きな文化行政が抱える経済振興策としての側面、あるいはいわば愛国心教育をベースとした近年の教育行政の流れの中で、「起きるべくして起きた」事案として歴史的経緯の中で位置づけることも、今後の紙面展開の中で期待したい。

各種調査の中には、芸術への公金支出そのものに反対する声もあるようだし、補助金不交付をやむなしとする者が半数を超えるという報道機関の調査結果もあるようだ。こうした文化助成の考え自体に、社会的コンセンサスがな

なっている状況の中で、より一層、厚みに返って制度自体の「歪み」がないのかを問う記事が読みたいと思うし、それなしには蓋然的に「出さないこと」の疑義を言っても、読者にはなかなか伝わらないのではなかろうか。

これからすると、ことさらにビジュアルに関してはすでにさまざまな記事や論稿が紙面化されてきている。施設をはじめとするハード・ソフト両面での「シガシー」の問題もそうだし、これとの関連もあるが肥大化を続ける支出のありようを問うものも少なくない。それでもなお、難しい報道課題であることは承知の上、選択的なトピックアスリート養成という国家助成を、新たなスポーツ文化の確立に結びつける道筋を描くこと、あるいは描けないとの指摘をきくことが求められていることになる。

そしてもう一つの厄介な課題が、最初に挙げた新聞等のメディアを含む国家助成のあり方をどう報ずるかだ。すでに一連の議論の中で言われてきているように、公立学校に限らず、ほぼすべての学校(私立大学も当然含まれる)は、国家助成なしでの経営は成立しない状況にある。図書館や博物館、公民館等の公共施設の維持・運営もそうだし、映画や演劇、音楽等々の文化・芸術活動の多くも、公的助成を受けているのが一般的だ。

すでに社会において「もろいこと」がスタンダードな中で、その判断の正当性や正統性を誰がどのように判断するのか、できるのかは大きな課題だ。しかしあえて言えば、社会的にそのチェック機能を期待されているのが新聞であって、少なくとも制度上の言明や外形的なおかしさは、自らのありようも含め付度なしに指摘をし続けることが必要だろう。 ※カナロコでラズ解説も。

書籍化のお知らせ

連載「時代の正体」の書籍化第3弾「時代の正体 vol.3 忘却に抗(あらか)い、語りつづける」が現代思潮新社から刊行されました。相模原障害者殺傷事件やヘイト

スピーチ、性差別の実態に多様な視点から迫っているほか、改憲や道徳教科書を巡るルポなどを収録。1800円(税別)で全国の書店で発売中。



アジアの国々では、医療にアクセスできない人がたくさんいる。1995年、医師・吉岡秀人が単身、ミャンマーで無償の医療活動を行ったのが始まりだった。助けを求めている人たちに、手を差しのべ、寄りそう。そんな日本人の心で医療を届けたい。「生まれてきてよかった」そう思える世界を目指して。現在ではカンボジア、ミャンマー、ラオス、そして日本の僻地や離島で活動を続けている。

言が出だる間に記で手る。THEゆか登場内定りまっただ。た。 (大樹)